

建設業許可制度の概要について

平成 29 年 7 月 広島県土木建築局建設産業課

1 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、建設業法第 3 条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

「軽微な建設工事」とは、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事以外の建設工事の場合にあっては、500 万円未満、建築一式工事にあつては 1,500 万円未満又は延べ面積が 150 平方メートル未満の木造住宅の工事をいいます。

2 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、次の区分に従い、国土交通大臣又は都道府県知事が許可を行います。

ア 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合 … 国土交通大臣

イ 一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合 … 都道府県知事

(2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行います。

ア 発注者から直接請け負った 1 件の工事代金について、総額が 4,000 万円（建築工事業の場合は 6,000 万円）以上となる下請契約を締結する場合 … 特定建設業許可が必要

イ ア以外の場合 … 一般建設業許可で可能

3 建設業の許可業種

建設業の許可は、下記の 29 の業種ごとに行われ、営業する業種ごとに取得する必要があります。

また、同時に 2 つ以上の業種の許可を受けることができ、現有の許可業種に業種を追加することもできます。ある業種の許可を受けた場合でも、他の業種の工事を請け負うことは、その業種の許可も受けていない限り禁じられます。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①土木工事業 ②建築工事業 ③大工工事業 ④左官工事業 ⑤とび・土工事業
⑥石工事業 ⑦屋根工事業 ⑧電気工事業 ⑨管工事業 ⑩タイル・れんが・ブロック工事業
⑪鋼構造物工事業 ⑫鉄筋工事業 ⑬舗装工事業 ⑭しゅんせつ工事業 ⑮板金工事業
⑯ガラス工事業 ⑰塗装工事業 ⑱防水工事業 ⑲内装仕上工事業 ⑳機械器具設置工事業
㉑熱絶縁工事業 ㉒電気通信工事業 ㉓造園工事業 ㉔さく井工事業 ㉕建具工事業
㉖水道施設工事業 ㉗消防施設工事業 ㉘清掃施設工事業 ㉙解体工事業 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 有効期間

建設業の許可は 5 年間有効です。5 年ごとに更新が必要です。

5 許可基準の概要

(1) 経營業務の管理責任者

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員の中の 1 人が、また、個人である場合には本人又は支配人のうち 1 人が、次のいずれかに該当することが必要です。

ア 許可を受けようとする建設業に関し、5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6 年以上の次のいずれかの経験を有していること。

(ア) 経營業務の管理責任者としての経験

- (イ) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて執行役員等としての経営管理経験
- ウ 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位（営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位をいいます。）にあつて、次のいずれかの経験を有していること。
- (ア) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
- (イ) 6年以上経營業務を補佐した経験

(2) 専任技術者

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所ごとに、一定の資格・実務経験を有する専任の技術者を置くことが必要です。

ア 一般建設業の許可を受ける場合

- (ア) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて高等学校、専門学校又は中等教育学校を卒業した後5年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学を卒業した後3年以上実務の経験を有する者
- (イ) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者
- (ウ) 国土交通大臣が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者（許可業種に応じ、「施工管理技士」の合格証明書、「建築士」の免許証、「技術士」の登録証、該当する技能の「技能検定」の合格証書を有する者などが定められています。）

イ 特定建設業の許可を受ける場合

- (ア) 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者（許可業種に応じ、一級「施工管理技士」、一級「建築士」、「技術士」が定められています。）
- (イ) 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- (ウ) 国土交通大臣が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者

なお、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は指定建設業として指定されており、この7業種について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、国土交通大臣が定める国家資格者等を営業所に置かなければなりません。

(3) 誠実性（法第7条第3号）

許可を受けようとする者が法人である場合には、その法人、役員、支店又は営業所の代表者が、個人である場合は、本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

(4) 財産的基礎等（法第7条第4号、法第15条第3号）

ア 一般建設業の許可を受ける場合

次のいずれかに該当することが必要です。

- (ア) 自己資本の額が500万円以上であること。
- (イ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。
- (ウ) 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

イ 特定建設業の許可を受ける場合

次のすべてに該当することが必要です。

- (ア) 欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。

- (イ) 流動比率が75パーセント以上であること。
 - (ウ) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。
- (5) 許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当しないこと
- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 不正の手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - ウ 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で当該届出の日から5年を経過しない者
 - エ 上記ウの届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - オ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - カ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - キ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ク 建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ケ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記アからクのいずれかに該当する者
 - コ 法人でその役員、支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記アからエまで又はカからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - サ 個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者のうちに、上記アからエまで又はカからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - シ 許可申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載を欠いた者

6 標準処理期間

広島県知事許可については、おおむね45日です。

他の行政庁による許可については、その許可行政庁に問い合わせてください。

7 許可を受けた後の届出等

許可を受けた後に商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったとき、毎事業年度が終了したときなどは、建設業法第11条の規定により、その旨の変更届出書を許可を受けた許可行政庁に提出しなければなりません。

変更事項	届出期間
1 商号、名称	変更後30日以内
2 営業所 ①名称(従たる営業所)、②所在地、③新設(従たる営業所)、④廃止(従たる営業所)、⑤業種追加、業種廃止	
3 資本金額	
4 役員等の就任、辞任等	
5 個人事業主、役員等、支配人の氏名	
6 建設業法施行令第3条に規定する使用人(個人の支配人、支店長、営業所長)の新任、辞任等	変更後2週間以内
7 経營業務の管理責任者の変更、追加、削除	
8 専任技術者の変更、追加、削除	事業年度終了後4か月以内
9 国家資格者等・監理技術者一覧表の変更、追加、削除	
10 決算	廃業後30日以内
11 廃業	

8 申請書等の提出先

広島県知事許可，大臣許可とも，主たる営業所を所管する建設事務所（支所）へ提出してください。

建設事務所（支所）	所在地	電話番号	所管地域
西部建設事務所 建設総務課	広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8161	広島市，大竹市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡
西部建設事務所呉支所 管理課	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400	呉市
西部建設事務所東広島支所 管理課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	竹原市，東広島市， 豊田郡
東部建設事務所 管理課	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311	三原市，尾道市， 福山市，府中市， 世羅郡，神石郡
北部建設事務所 管理課	三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市

9 申請書類の提出部数

必要部数を，主たる営業所を所管する建設事務所（支所）へ申請してください。

(1) 知事許可

正本1部＋写し（営業所を所管する建設事務所等の数＋申請者用）

(2) 大臣許可

正本1部＋写し（申請者用）

10 建設業許可申請書の閲覧について

現在有効な広島県知事の許可を受けている建設業者の許可申請書等の閲覧ができます。
閲覧場所は，次のとおりです。

(1) 県庁建設産業課

広島県内に本店を有する許可業者

(2) 建設事務所（支所）

主たる営業所が所管地域にある許可業者（所管地域については8を参照してください。）